

年末年始の公共施設休館情報

～年末年始の役場や公共施設の休日が変わります～

これまでの年末年始の休日
12月31日～1月5日

⇒

今年からの年末年始の休日
12月29日～1月3日

休館期間	対象施設
12月29日④～ 1月3日⑤	役場（札幌支所、忠類総合支所、糠内・駒島出張所、教育委員会などの関係窓口も同じ）、札幌コミュニティプラザ、保育所（中央、さかえ、北、忠類）、学童保育所（全館）、子育て支援センター（全館）、保健福祉センター、ふれあいセンター福寿、老人福祉センター、コミュニティセンター（全館。葬儀を除く）、駒島公民館、町民会館、集団研修施設こまはた、百年記念ホール、ふるさと館、まなびや（全館）、蝦夷文化考古館、忠類ナウマン象記念館、農業者トレーニングセンター、札幌スポーツセンター、忠類体育館
12月28日⑤～ 1月3日⑤	図書館（全館）※月末図書整理のため12月28日も休館します。

④ごみや資源物の収集については、これまでと変更ありません。⑤総務課総務係（☎54-6608）

「働き方」が変わります！！

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます～

1 時間外労働の上限規制が導入されます！

〈施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～〉

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日勤務含む）を限度に設定する必要があります。

2 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

〈施行：2019年4月1日～〉

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

3 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

〈施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～〉

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

詳細は北海道労働局ホームページをご覧ください。



公区内の除雪・排雪対策に「協働のまちづくり支援事業」をご活用ください

町では、公区の助け合い活動支援事業として、次のとおり公区が行う各種事業に対し、交付金を交付しています。公区内の除雪・排雪対策に活用ください。事業の利用にあたっては、公区長から申請書と必要書類の提出が必要となります。必要書類等の詳細はお問い合わせください。

☎・☑ 住民生活課住民活動支援係（☎54-6602）



(1) 雪かき支援

交付対象	高齢者の一人暮らし世帯および高齢者世帯並びに単身障がい者世帯等の除雪支援
交付率	除雪1戸につき5,000円（定額）
限度額	
留意事項	①公区住民自らが公区内において実施する除雪を対象とする。 ②除雪戸数は実戸数とする。

(2) 雪堆積場確保

交付対象	市街地の空き地等への雪捨て場確保に係る経費	
交付率	1/1（上限あり）	
限度額	雪捨て場1か所の面積	
	330平方メートル未満	10,000円
	330～660平方メートル未満	15,000円
	660平方メートル以上	20,000円
留意事項	①市街地内または市街地に隣接する私有地に設置する雪捨て場を対象とする。 ②4戸程度の住民が利用できる土地を選ぶこと。 ③対象とする経費は、土地の確保に係る額とする。 ④契約期間が満了した際は、清掃等を行い元の状態に戻すこと。	

(3) 地域内除雪機械導入

交付対象	除雪機械・小型融雪機械導入に係る経費 ※公区内の通学路等歩行者安全確保のための除雪、近隣センター・公区会館の除雪への使用を目的としたもの。
交付率	1/1（上限あり）
限度額	250,000円
留意事項	①1公区につき1台を限度とし、導入後10年以上使用すること。 ②導入した機械は、雪かき支援事業に使用することができる。 ③複数公区での申請も可能です。



(4) 地域内排雪

交付対象	公区内の道路および交差点の安全確保のための排雪に係る経費		
交付率	1/2（上限あり）		
限度額	道路	1メートルにつき 500円	
	交差点	3差路	17,000円
		4差路	34,000円
留意事項	①市街地の排雪を対象とする。 ②同一路線または交差点の排雪に対する申請は、年度内1回を限度とする。 ③道路の排雪は、片側につき交差点を両端とする区間すべてを排雪した路線を対象とする。		